

食品安全委員会（第615回会合）議事概要

日 時:平成28年7月19日(火) 14:00~14:38
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:佐藤委員長ほか 6名出席
傍聴者:報道 0名、行政機関 2名、一般 1名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 8品目

- | | |
|----------------|---------------|
| [1] オキサチアピプロリン | [2] クロフェンテジン |
| [3] ピリダリル | [4] ピリベンカルブ |
| [5] フルベンジアミド | [6] マンジプロパミド |
| [7] メタアルデヒド | [8] メピコートクロリド |
- (厚生労働省からの説明)

・農薬及び動物用医薬品 1品目

ジノテフラン
(厚生労働省からの説明)

・動物用医薬品 1品目

クロサンテル
(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

農薬「オキサチアピプロリン」及び「クロフェンテジン」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬「ピリダリル」、「ピリベンカルブ」、「フルベンジアミド」、「メタアルデヒド」については、農薬専門調査会で調査審議することとなった。

農薬「マンジプロパミド」については、現時点で、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められることから、農薬専門調査会で調査審議することとなった。

農薬「メピコートクロリド」については、農薬専門調査会で調査審議することとなった。

農薬及び動物用医薬品「ジノテフラン」については、現時点で、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められることから、農薬専門調査会で審議を行い、同調査会における審議結果が委員会に報告された際に、動物用医薬品専門調査会において調査審議

を行うかどうかを検討して決定することとなった。

また、動物用医薬品「クロサンテル」については、新たな科学的知見を確認できないことから、食品安全基本法第11条第1項第2号に該当するものと認められる旨を厚生労働大臣に通知することとなった。

(2) 食品安全関係情報（6月18日～7月1日収集分）について

→減塩に関するファクトシートを世界保健機関(WHO)が公表したことを報告。